

☆現在の本籍が鳥栖市以外の方は  
戸籍謄本の添付が必要です。

転籍届

平成19年10月1日届出

佐賀県鳥栖市長殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	長印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

本籍	☆ 福岡県久留米市国分町 100 番地 2 (よみかた) ゆきだま 35 筆頭者の氏名 山田三郎
新しい本籍	佐賀県鳥栖市宿町 1000 番地 1

おなじ戸籍にある人	筆頭者 (よみかた) 山田三郎 (名) 35 住所…住民登録をしているところ 佐賀県鳥栖市宿町 1000 番地 1号 (世帯主の氏名) 山田三郎	住定年月日
	配偶者 山田春子 同 上 番地 番 号	同上
	山田誠 同 上 番地 番 号	同上
	山田富美子 福岡県久留米市合川町 30 番地 4号	山田富美子

その他

必ず本人が白署して下さい

別口のEPEを押し下さい

届出人	筆頭者 山田三郎 (印)	配偶者 山田春子 (印)
署名押印	昭知20年5月11日	昭知25年12月25日

届出人 (転籍する人が十五歳未満のときに書いてください)	
資格	親権者 (□父 □養父) □未成年後見人 親権者 (□母 □養母)
住所	番地 番 号 番地 番 号
本籍	番地 番 筆頭者の氏名 番地 番 筆頭者の氏名
署名押印	印 印
生年月日	年 月 日 年 月 日

必ず記入して下さい。  
昼間連絡がつく番号がよい。

連絡先 電話 090 (1425)  
自宅・勤務先 (3500) 携帯

※現在の本籍地の「戸籍謄本」一通(有料)を届書に必ず添付してください。  
ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。「戸籍法第百八条二項」

確認して下さい

捨印  
夫 (印)  
妻 (印)

署名は必ず本人が自署してください  
印は各自別々の印を押ししてください  
届出人が署名押印した印をご持参ください